

京都市西京区要保護児童対策地域協議会設置運営要綱

（設置）

- 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、法第25条の2第2項に規定する要保護児童等（以下「要保護児童等」という。）の適切な保護又は支援を図るため、「京都市西京区要保護児童対策地域協議会」（以下「西京区協議会」という。）を設置する。
- 2 西京区協議会は、京都市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱（平成21年3月制定）第6条第1項の規定に基づく「区役所等協議会」に位置付ける。

（構成）

- 第2条 西京区協議会は、別表に掲げる行政機関及び関係機関並びに団体等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

（取組事項）

- 第3条 西京区協議会は、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。
- (1) 要保護児童等に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報交換
 - (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、西京区協議会の目的を達成するために必要な事項

（会長等）

- 第4条 西京区協議会に会長を置き、会長は、西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長又は西京区役所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長が年度ごとに交替で務める。
- 2 会長は、会務を総理し、西京区協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

- 第5条 西京区協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議により構成する。
- 2 会長は、第3条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、第6条、第7条及び第8条に規定する構成員以外の関係者の出席又は協力を求めることができる。
- 3 会長は、第3条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、法第25条の3の規定に基づき、第2条に掲げる関係機関等及び前項に掲げる者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、第2条に掲げる関係機関等において選任された者をもって構成する。

2 代表者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 区域内の児童虐待の現状及び取組の把握・評価
- (2) 個別ケース検討会議等の円滑な運営に向けての環境整備
- (3) 年間活動方針の決定

3 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。

4 代表者会議の構成員は、西京区子育て支援ネットワーク連絡会代表者会議の構成員を兼ねるものとする。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、第2条に掲げる関係機関等の内、行政機関の実際に活動する実務者により構成する。

2 実務者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 管内の虐待及びその疑いのある全てのケースについて、定期的な情報交換、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
- (2) 個別ケース検討会議における課題についての検討
- (3) 児童相談所、西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び西京区役所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における送致の検討

3 実務者会議は、原則として年4回以上開催する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、第2条に掲げる関係機関等の内、個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成する。

2 個別ケース検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (2) 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (3) 事例の主担当機関と主たる援助者（キーパーソン）の決定
- (4) 具体的な支援内容の検討
- (5) 次回会議の設定

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催する。

(事務局及び所在地)

第9条 西京区協議会の事務局は、西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び西京区役所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室に置く。

2 事務局の所在地は、京都市西京区桂良町1-2 京都市西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室内及び京都市西京区大原野東境谷2丁目1-2 京都市西京

区役所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室内とする。

3 西京区協議会の事務局は、法第25条の2第4項に規定する「要保護児童対策調整機関」に位置付ける。

4 西京区協議会の事務局における子育て支援係長を、法第25条の2第6項に規定する「調整担当者」に位置付ける。

(守秘義務)

第10条 第2条に掲げる関係機関等の職員等及び第5条第2項の規定により会議に出席した者は、法第25条の5の規定に基づき、西京区協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、西京区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）（順不同）

関係機関等	構成団体
京都市児童福祉センター	
京都市西京区役所保健福祉センター	
京都市西京区役所洛西支所保健福祉センター	
京都市教育委員会指導部生徒指導課	
京都府西京警察署	
京都市立西総合支援学校	
西京区内の小学校	京都市立川岡小学校
	京都市立川岡東小学校
	京都市立檜原小学校
	京都市立松尾小学校
	京都市立嵐山東小学校
	京都市立松陽小学校
	京都市立桂小学校
	京都市立桂徳小学校
	京都市立桂川小学校
	京都市立桂東小学校
	京都市立大枝小学校
	京都市立桂坂小学校
	京都市立新林小学校
	京都市立境谷小学校
	京都市立竹の里小学校
	京都市立上里小学校
	京都市立福西小学校
	京都市立大原野小学校
西京区内の中学校	京都市立桂中学校
	京都市立松尾中学校
	京都市立桂川中学校
	京都市立檜原中学校
	京都市立大枝中学校
	京都市立洛西中学校
	京都市立西陵中学校
	京都市立大原野中学校
京都市久世保育所	
社会福祉法人京都市西京区社会福祉協議会	
一般社団法人西京医師会	
西京区内の保育所，認定こども園	宗教法人西蓮寺 山田保育園
	社会福祉法人京都基督教福祉会 桂保育園
	社会福祉法人嵐山福祉会 嵐山保育園

	社会福祉法人京都白百合学園 京都白百合保育園
	社会福祉法人知足会 川岡保育園
	社会福祉法人桂・川島児童センター 川島保育園
	社会福祉法人檜原福祉会 檜原保育園
	社会福祉法人くすのき福祉会 くすのき保育園
	社会福祉法人牛ヶ瀬福祉会 牛ヶ瀬保育園
	社会福祉法人つみき福祉会 つみき保育園
	社会福祉法人檜原ふじ福祉会 檜原ふじ保育園
	社会福祉法人桂朝日福祉会 桂東こども園
	社会福祉法人みつばち福祉会 みつばち保育園
	社会福祉法人金嶺会 京都にじこども園
	社会福祉法人熊千代会 こぐま上野保育園
	社会福祉法人京都基督教福祉会 桂ぶどうの木こども園
	社会福祉法人京都西京福祉会 かつらのみや保育園
	社会福祉法人京都基督教福祉会 月見ヶ丘こどもの家
	社会福祉法人西嶺保育園 西嶺保育園
	社会福祉法人錦会 まめのき保育園
	社会福祉法人京都社会福祉協会 新林保育園
	社会福祉法人聖泉福祉会 さふらん保育園
	社会福祉法人大原野児童福祉会 大原野こども園
	社会福祉法人京都社会福祉協会 福西保育園
	社会福祉法人京都社会福祉協会 竹の里保育園
	社会福祉法人上里福祉会 上里竹の子こども園
	社会福祉法人京都社会福祉協会 桂坂保育園
	社会福祉法人洛和福祉会 東桂坂保育園
	社会福祉法人博光福祉会 桜の杜つばさ保育園
	学校法人川西学園 かつらのもり保育園
西京区内の児童館，学童保育所	社会福祉法人桂・川島児童センター 京都市桂児童館

	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市西京児童館
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市樫原児童館
	社会福祉法人つみき福祉会 つみき児童館
	社会福祉法人桂朝日福祉会 桂東児童館
	社会福祉法人京都社会福祉協会 京都市嵐山東児童館
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市桂川児童館
	社会福祉法人京都社会事業財団 松陽児童館
	社会福祉法人積慶園 京都市桂徳児童館
	社会福祉法人積慶園 京都市川岡東児童館
	社会福祉法人京都社会福祉協会 新林児童館
	社会福祉法人京都社会福祉協会 福西児童館
	社会福祉法人上総福祉会 大原野児童館
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市大枝児童館
	社会福祉法人京都社会福祉協会 桂坂児童館
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市境谷児童館
	社会福祉法人上里福祉会 京都市上里児童館
	京都市桂東学童保育所
西京区内の幼稚園	学校法人川西学園 川西幼稚園
	学校法人京都三ノ宮学園 京都三ノ宮幼稚園
	学校法人嵐山学園 さくら幼稚園
	宗教法人本願寺西山別院 西山幼稚園
	学校法人葉室幼稚園 葉室幼稚園
	学校法人松尾学園 松尾幼稚園
	学校法人陽立学園 うぐいす幼稚園
	学校法人陽立学園 うぐいす第二幼稚園
	学校法人大原野学園 大原野幼稚園
	学校法人西芳学園 さかいだに幼稚園
	学校法人北山学園 竹の里幼稚園
	学校法人洛新精華学園 洛西せいか幼稚園
	学校法人花園学園 洛西花園幼稚園
	学校法人京都桂陽学園 桂陽幼稚園
西京区内の児童養護施設，児童心理治療施設	社会福祉法人京都社会事業財団 児童養護施設つばさ園
	社会福祉法人平安徳義会 平安徳義会養護園
	社会福祉法人積慶園 児童養護施設積慶園

	社会福祉法人京都社会事業財団 児童心理治療施設ももの木学園
西京区内の乳児院	社会福祉法人平安徳義会 平安徳義会乳児院
	社会福祉法人積慶園 乳児院積慶園
西京区内の障害児通所施設	社会福祉法人京都基督教福祉会 洛西愛育園
	社会福祉法人京都基督教福祉会 ののはな教室
	社会福祉法人向陵会 第3乙訓ひまわり園 放課後等デイサービスまへる
	一般社団法人38JETS 放課後等デイサービスさんぱち
	一般社団法人クリーク 放課後等デイサービスクリーク西京
	一般社団法人暮らしランプ あくあ
	NPO法人あいらんど 多機能型事業所のこのこ
	株式会社スマイルスマイル スマイルかつら
	メディカル・ビー・コネクトメディカル株式会社 ei-room らくさい
	株式会社ラインシステム ハッピーテラス桂教室
	有限会社大翔 ポップコーン
	有限会社大翔 ポップコーン2nd
	株式会社アイ 放課後等デイサービス千代の家らくさい
	株式会社アドナース 放課後等デイサービスごっこ
	株式会社アドナース 重心型放課後等デイサービス バンブー
	株式会社エーライフ 放課後等デイサービスくるみ
	マコムプランニング株式会社 とろんこアカデミー
	株式会社Jフリード 放課後等デイサービスこだま
	株式会社ビーライフ 放課後等デイサービスビーフレンズ
	Smail Bird 株式会社 ステップワン 支援センター
	株式会社 Be Fain 児童発達支援, 放課後等 デイサービス ハッピーハウス Be fain tomorrow

	一般社団法人 ジャパンインクルーシブアカデミー 放課後等デイサービスHEARTY
	社会福祉法人京都基督教福祉会 放課後等デイサービス ピーすさいん
社会福祉法人京都基督教福祉会 京都保育福祉専門学院	
西京区内のつどいの広場	つどいの広場 いっぱ
	つどいの広場 バンブーホーム
	つどいの広場 のこちゃん広場
	つどいの広場 ま〜ぶりんぐ
西京区内の小規模保育事業所	一般社団法人南の風保育園 南の風保育園
	株式会社京都教育システム研究所 桂駅西口保育園
	学校法人川西学園 かつらのさとナースリースクール
	学校法人葉室幼稚園 葉室幼稚園小規模保育こばと園
	学校法人京都三ノ宮学園 小規模園三ノ宮
	一般社団法人 木の実（このみ）保育園
	社会福祉法人洛和福祉会 洛和桂小規模保育園
	一般社団法人むらさわ保育園 むらさわ保育園
	上桂ひまわり保育園
	一般社団法人京都さくら福祉会 長谷川乳児保育室
	希（のぞみ）保育園
	とだ保育園
	一般社団法人未来会 らくさいぐち保育園
	とも乳児保育室
	おひさま乳児保育室
	株式会社ココリナ こよりほいくえん
	一般社団法人未来会 みらい保育園
	一般社団法人未来会 かつら東口保育園
	京都ほせんオリーブ館あさがお保育室
西京区民生児童委員会	
西京区地域女性連合会	
西京地区更生保護女性会	
その他	社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院